



医療法第21条第1項第2号から第8号まで、第10号、第11号及び第12号に掲げる施設の構造設備の概要（歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要）					
施設名	構造	設備内容	施設名	構造	設備内容
診療用放射線装置の概要		用	型	製	KV mA
		用	型	製	KV mA
		用	型	製	KV mA
開設の予定年月日	年 月 日				

注 次の書類及び図面を添付すること。

- (1) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- (2) 敷地の平面図
- (3) 病院又は診療所を開設しようとするときは、敷地周囲の見取図
- (4) 建物の平面図（各室の用途を示し、療養病室及びその利用に係る施設（療養病室に隣接する廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室）、精神病室、感染症病室又は結核病室があるときは、これを明示すること。）
- (5) 汚水排出状況書（様式第2号の2）